

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年10月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

鳥取県庁舎で使用する I P 電話サービスの供給

V o I P ゲートウェイ 一式

年間使用予定通話時間 市外通話（鳥取県外に限る。） 110,900分

国際通話 15,300分

※ 年間使用予定通話時間は、平成18年1月から同年8月までの間に、鳥取県庁舎から I P 電話を使用して通話した際の当該通話時間を基に算出したものである。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成19年1月1日から同年12月31日まで

(4) 供給場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁舎

(5) 入札書の記入方法等

入札書には、入札説明書に記載する方法に従って計算した初期導入費用、月額固定料金及び通話料金の年間の合計金額を記載すること。

なお、入札金額は消費税及び地方消費税を考慮した金額を記載することとし、課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額も明記すること。

おつて、7に示すとおり、本件調達は単価契約を含む契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第162号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務・その他に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であつて、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成18年10月26日（木）午後5時までに鳥取県総務部庶務集中局物品調達室に提出すること。

(3) 平成18年10月6日（金）から同年11月9日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の規定による総務大臣の登録を受けている者であつて、I P 電話（電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第9条第1号及び第10条第2号の規定により番号が割り当てられたものに限る。）を運営する者であること。

(5) 1の(3)の供給期間中、確実に安定したサービスの供給ができる者であること。

(6) 通話明細データ（通話相手、発信日時、通話時間、通話料金等）を電子データで提出できる者であること。ただし、電子データはエクセルで処理できる形式のものであること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部管財課

4 入札手続等

(1) 問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部管財課電気係

電話 0857-26-7773

(2) 入札説明書等の交付方法

(1)の場所で、平成18年10月6日(金)から同月16日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、(1)の場所で直接受け取ることができない者については郵送により交付するので、140円切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、(1)の場所へ請求すること。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年11月9日(木)午後2時(郵便等による入札書の受領期限は、同月8日(水)午後5時必着)

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 営繕入札室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成18年11月1日(水)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(5)で定める金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年4月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(5)で定める金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

なお、契約は入札説明書に示すところにより提出された内訳計算書に記載された初期導入費用、月額固定料金及び通話種別ごとの通話料金単価とする。

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した案件を供給できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。